



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

鳥取県内の労働災害が大幅に増加しています

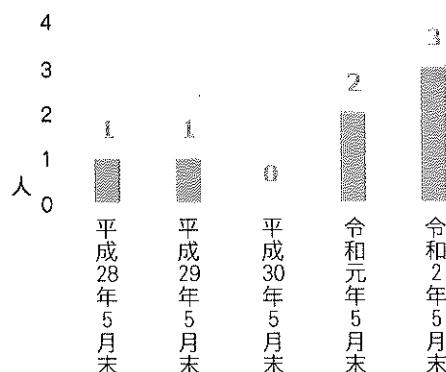
死亡災害

令和2年の鳥取県内の労働災害による死者数は、5月末現在の速報値で3人となっており、過去5年間では最も多くなっています。

令和2年発生の死亡災害

- 建設業 2月発生 重機が転落
- 林業 4月発生 伐木作業
- 建設業 5月発生 交通事故

鳥取県内における各年5月現在(速報値)の労働災害による死者数



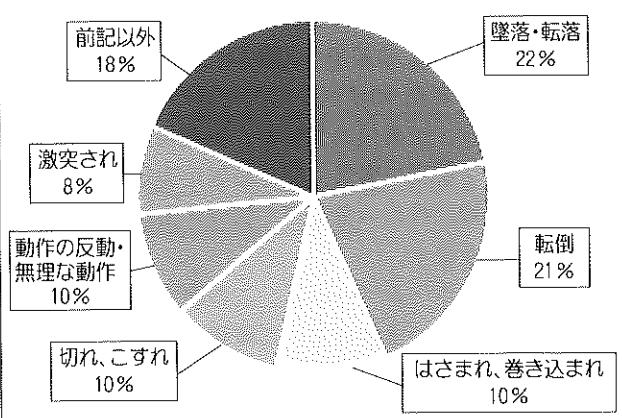
休業災害

令和2年の鳥取県内の休業4日以上の被災者数は5月末現在196人(速報値)となっており、前年同期に比べ、34人(21%)の大幅増加となっています。

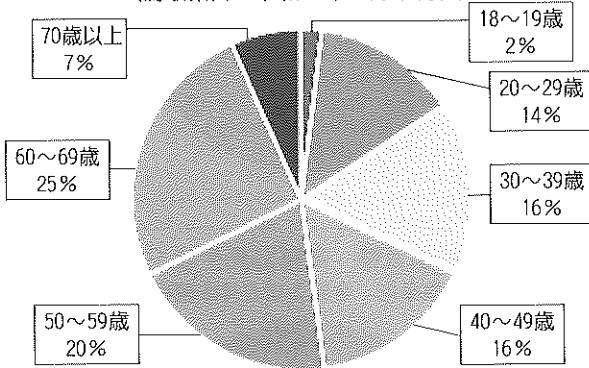
事故の型別では、墜落・転落災害が43人(22%)、転倒災害が42人(21%)と、この2つで全体の43%を占めています。

年齢別では、60歳以上が32%を占めています。

事故の型別労働災害発生状況
 (鳥取県内 令和2年5月末現在)



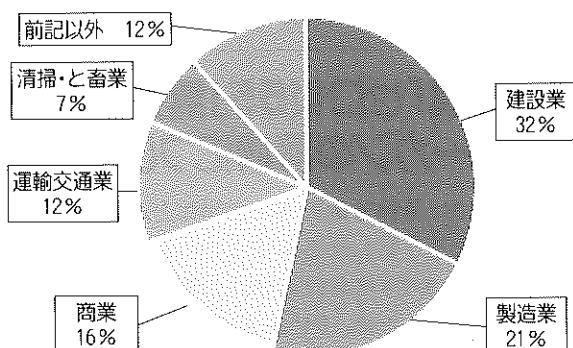
年齢別労働災害発生状況
 (鳥取県内 令和2年5月末現在)



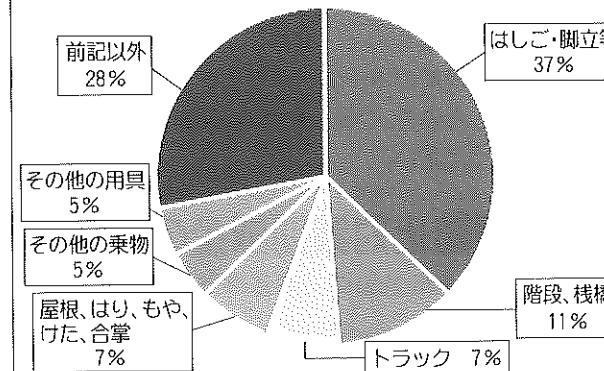
墜落・転落災害

墜落・転落災害は建設業のほか、製造業、商業、運輸交通業などでも多く発生しており、はしごや脚立などの転落が最も多く全体の37%を占めています。

墜落・転落災害 業種別発生状況
 (鳥取県内 令和2年5月末現在)



墜落・転落災害 起因物別発生状況
 (鳥取県内 令和2年5月末現在)

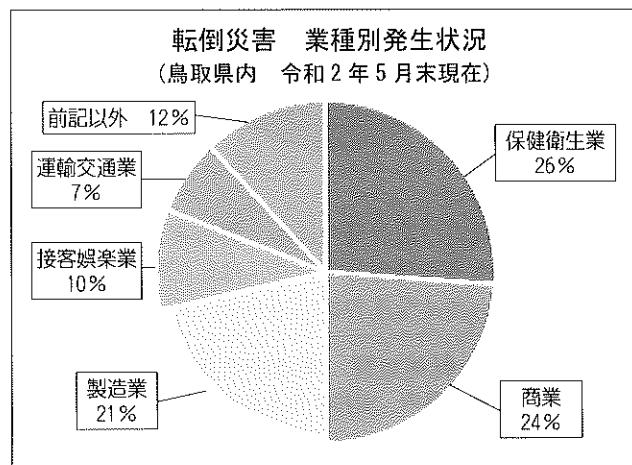
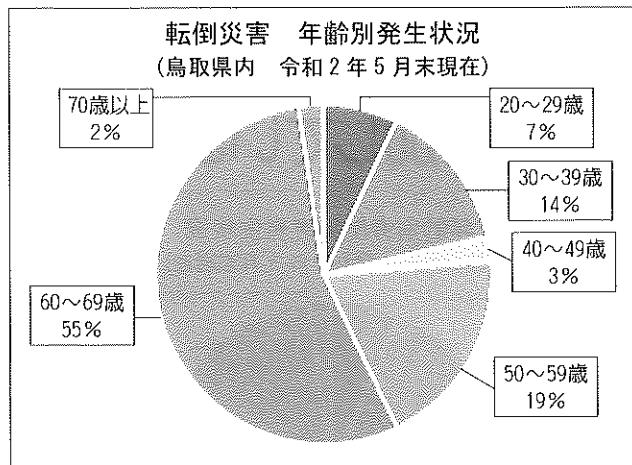


(次頁につづく)

(前頁のつづき)

転倒災害

転倒災害は、60歳以上の労働者が57%を占めており、保健衛生業、商業、製造業などで多く発生しています。



令和2年度「ゼロ災55」無災害運動 スローガンの募集について

鳥取労働局では関係労働災害防止団体と連携して、労働災害が多くなると言われる年末までの55日間(11月7日から12月31日まで)における県内の事業場の労働災害防止対策を推進するため、「ゼロ災55」無災害運動を開催することとしています。

つきましては、安全衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の促進を図ることを目的として、本運動のスローガンを募集(募集期間:令和2年7月17日まで)いたしますので、ぜひ、ご応募ください。

なお、鳥取労働局のホームページに応募要項、応募用紙を掲載しましたので、ご覧いただき、用紙をダウンロードしてお使いください。

受動喫煙防止対策助成金のご案内

鳥取労働局労働基準部健康安全課

今年4月から、改正健康増進法により、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店などでは、原則、屋内での喫煙は禁止となりました。また、事業者は、労働安全衛生法第

68条の2により、受動喫煙防止対策に努めることとされています。

受動喫煙防止対策をより一層促進していただくため、以下の「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください。

○助成対象は、次のすべてに該当する事業者

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業者
- (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業者
- (3) 措置を講じた区域以外は禁煙とする事業者

○助成内容、助成対象は、

- ① 喫煙専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等に限る。)
(「紙巻きたばこ」、「加熱式たばこ」の喫煙は可。)
【飲食などは不可】
- ② 指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置・改修(既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等に限る。)
(「加熱式たばこ」の喫煙は可、「紙巻きたばこ」の喫煙は不可。)
【飲食などは可】
- ③ 屋外喫煙所(閉鎖系に限る。)の設置・改修
(「紙巻きたばこ」、「加熱式たばこ」の喫煙は可。)
【飲食などは不可】

表 中小企業の範囲

業種	常時雇用する労働者数	資本金	労働者数が資本金のどちらかの条件を満たせば、助成対象となります。	
			小売業	サービス業
小売業	50人以下	5,000万円以下	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	
サービス業	100人以下	5,000万円以下	物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	
卸売業	100人以下	1億円以下	卸売業	
その他 の業種	300人以下	3億円以下	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	

* 既存特定飲食提供施設: 今年4月1日時点で営業している中小企業事業者や個人が運営する店舗で、客席面積が100平方メートル以下であるもの

○助成金額は、その工事費等の1/2(既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等は2/3)、上限は100万円。

○この助成金を受けるには、工事を実施する前に労働局に交付申請をする必要があります。

○申請等の流れは、事業場が労働局に交付申請書を提出⇒労働局で審査、助成金交付決定通知⇒工事の発注・施工・完了、工事代の支払後、実績報告書を労働局に提出⇒労働局で審査、交付額確定通知⇒支払請求書を労働局に提出⇒労働局で助成金振込⇒助成金を受領となります。

厚生労働省のホームページに、この助成金の内容、手続き等を掲載していますので、ご確認の上、申請先である鳥取労働局健康安全課(0857-29-1704)にお問い合わせください。

「賃金請求権の消滅時効期間の延長」等労働基準法の一部改正について

賃金請求権の消滅時効期間を延長することなどを内容とした改正労働基準法が令和2年4月1日から施行されました。

した。改正の主な内容は、以下のとおりです。

事業主の皆さん、労働者の皆さん

2020年4月1日から

未払賃金が請求できる期間などが延長となります

労働基準法の一部改正

改正のポイント

2020年4月1日以降に支払われる賃金に適用されます

1 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年(これまで2年)に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

※退職金請求権(現行5年)などの消滅時効期間に変更はありません。

2 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、当分の間はその期間が3年になります。

※併せて、記録の保存期間の起算日を明確化しました。

3 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年(これまで2年)に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

	改正前	改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	⇒ 5年(当分の間は3年)
記録の保存期間	3年	⇒ 5年(当分の間は3年)
付加金の請求期間	2年	⇒ 5年(当分の間は3年)

改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページ(次のURL又はQRコード)で確認いただけます。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00037.html

法改正情報のQRコード



なお、上記の改正のポイントの1及び2に関連して、賃金関係記録の電子データ化や記録保存に向けて、労務

管理用ソフトウェアや労務管理用機器等の導入や更新を行う場合には、「働き方改革推進支援助成金」の活用が可能とされています。助成金については、厚生労働省のホームページ(次のURL又はQRコード)で確認いただけます。

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

助成金のQRコード



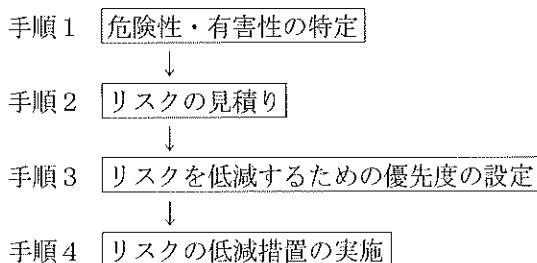
リスクアセスメントと安全「見える化」とつとり運動

鳥取県内の労働災害が増加していますが、労働災害の減少を図るための手法として、リスクアセスメントと安全「見える化」とつとり運動があります。

1、リスクアセスメント

(1) リスクアセスメントとは

作業場における危険性または有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせてリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去または低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。その手順は次のとおりです。



(2) リスク低減措置の優先順位

①法令に定められた事項は必ず実施（該当事項がある場合）

②設計、計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施行方法への変更など

③工学的対策

ガード、インターロック、安全措置、局所排気装置など

④管理的措置

マニュアルの整備、立入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

⑤個人用保護具の使用

上記②～④の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます。

(3) リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります。

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽（リスク）を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます。

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者と共に進めますため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができます。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます。

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者は全てのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積り結果などによりその優先順位を決めること

ができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります。

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを決めた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。

この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

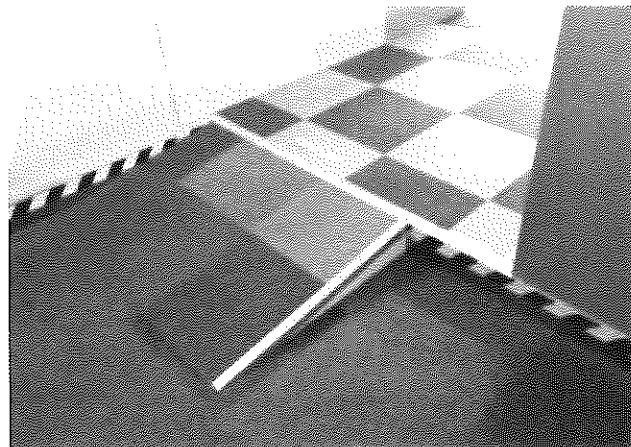
リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

2、安全「見える化」とつとり運動

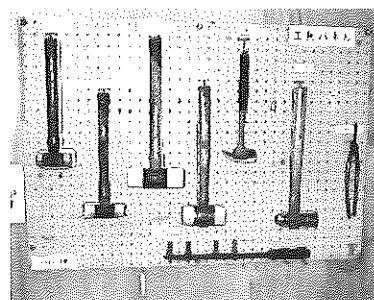
鳥取労働局では、自主的な安全衛生活動として、安全の「見える化」の普及促進に努めています。五感から入手する外部情報の割合は、目（視覚）が83%、耳（聴覚）11%、皮膚（触覚）3%、舌（味覚）2%、鼻（嗅覚）1%といわれるよう、視覚から最も多くの情報を入手します。

安全の「見える化」は、職場に潜む危険を表示するなどにより目に見える形にする効果的な安全衛生活動の取組みです。「安全衛生情報」、「安全衛生活動情報」、「危険を防止するための情報」の「見える化」をお願いします。

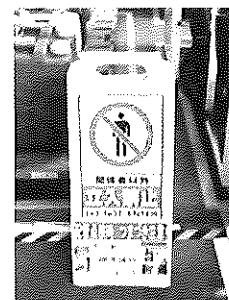
【「見える化」の例】



段差を分かりやすく



整頓しやすく



立入禁止の掲示

妊娠中の女性労働者が休みやすい 環境の整備に配慮をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師からの指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じなければなりません。

- 本措置の対象は、令和2年5月7日～令和3年1月31

日です。

なお、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の制度が今般新たに設けられました。ぜひ、ご活用ください。

【助成内容】

対象労働者1人あたり有給休暇（年次有給休暇を除く）計5日以上20日未満：25万円、以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※1事業所あたり20人まで。

（支給要件等 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html）

令和2年度定期会員総会を開催

令和2年度（一社）鳥取県労働基準協会定期会員総会を6月5日（金）鳥取市末広温泉町の「白兎会館」で開催しました。来賓として、石田鳥取労働局長、高橋労働基準部長のご出席をいただき盛大に開催されました。

竹中会長のあいさつ、石田鳥取労働局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「令和元年度決算報告承認の件」、第3号議案「役員改選承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。

続いて、報告事項として（1）令和元年度事業報告の件、（2）令和元年度公益目的支出計画実施報告の件、（3）令和2年度事業計画の件、（4）令和2年度収支予算の件、（5）会長、副会長及び専務理事の選定の件が村澤専務理事から報告されました。

また、次の方々が役員に就任されました。

会長	岡田 幸一郎	(東部支部長)
副会長	永東 康文	(西部支部長)
	井木 久博	(中部支部長)
理事	馬場 進	(東部支部副支部長)
	入江 到	(東部支部副支部長)
	森安 誠	(西部支部副支部長)
	太田 佳子	(西部支部副支部長)
	泉谷 雅人	(中部支部副支部長)
	上本 智宣	(中部支部副支部長)
専務理事	村澤 幸二	(鳥取県労働基準協会)
監事	藤原 弘樹	(東部支部)
	門脇 仁史	(西部支部)
	前田 和男	(中部支部)

なお、令和元年度収支決算書及び令和2年度収支予算書は次のとおりです。

令和元年度 収支決算書 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科 目	実 施 事 業			収 益 事 業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹部会	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	31,760,148	482,415	32,182,563	60,675,733	476,914	0	4,726,484	65,879,131	12,079,690	110,141,384
経常費用計	28,876,821	13,446,949	42,323,770	50,840,513	720,890	2,880,541	5,522,244	59,964,188	8,101,781	110,389,739
一般正味財産期首残高	14,589,832	△44,351,077	△29,761,245	38,266,339	△522,696	△10,029,485	△1,144,035	26,570,123	190,085,293	186,894,171
一般正味財産期末残高	17,413,159	△57,315,611	△39,902,452	48,101,559	△766,672	△12,910,026	△1,939,795	32,485,066	194,063,202	186,645,816

令和2年度 収支予算書 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科 目	実 施 事 業			収 益 事 業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹部会	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	29,105,000	349,000	29,454,000	60,555,000	506,500	0	4,705,000	65,766,500	11,738,700	106,959,200
経常費用計	26,647,960	12,363,460	39,011,420	51,235,640	683,360	2,544,060	4,775,860	59,238,920	7,523,010	105,773,350
一般正味財産期首残高	17,413,159	△57,315,611	△39,902,452	48,101,559	△766,672	△12,910,026	△1,939,795	32,485,066	194,063,202	186,645,816
一般正味財産期末残高	19,870,199	△69,330,071	△49,459,872	57,420,919	△943,532	△15,454,086	△2,010,655	39,012,646	198,278,892	187,831,666

職場のハラスメント 防止措置について

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

改正法の施行は、令和2年6月1日です。(但し、中小事業主は、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務)

ハラスメント対策に関する規程例及び社内周知の例につきましては、鳥取労働局ホームページをご参照ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)

(助成金・ハラスメント防止対策等お問い合わせ先)
鳥取労働局雇用環境・均等室（指導担当）

電話 0857-29-1709

令和2年度 鳥取地区 出張特別試験中止のご案内

中国四国安全衛生技術センターが令和2年10月17日（土）倉吉体育文化会館で実施する予定でありました「令和2年度鳥取地区出張特別試験」につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえ中止となりました。

それに伴い、鳥取県労働基準協会が令和2年8月11日（火）、12日（水）に倉吉体育文化会館で実施を予定していました「衛生管理者免許試験準備講習」も中止とさせていただきます。

受験生の皆様、事業主の皆様には、大変、ご不便、ご迷惑をお掛けすることとなります。何卒、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、中国四国安全衛生技術センターで実施する試験につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じつつ、実施される予定のことですので、事前に当センターのホームページの『お知らせ』で確認のうえ、受験をご検討ください。

中国四国安全衛生技術センター
〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36
☎ 084-954-4661
近畿安全衛生技術センター
〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野
☎ 079-438-8481

東部支部だより

令和2年度定期会員会議 議案の承認について

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の定期会員会議開催を中止し、会員皆様のご承諾を前提に書面による議案採決を行いました。その結果、書面採決を行うことに全会員様のご承諾をいただき、また、各議案についても大多数の賛成でご承認をいただきました。

ご承認議案のうち、令和元年度決算報告、令和2年度予算案について、改めて下記の通り報告いたします。

令和元年度決算書（経常収益）単位：円（以下、同じ）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	3,600,000	3,626,000	26,000
事 業 収 入	9,590,000	10,891,864	1,301,864
雑 収 益	405,500	594,410	188,910
当 期 収 入 計	13,595,500	15,112,274	1,516,774
前 期 繰 越 金	7,794,385	7,794,385	0
収 益 合 計	21,389,885	22,906,659	1,516,774

令和元年度決算書（経常費用）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	14,431,000	14,561,154	130,154
管 理 費	1,303,500	1,363,496	59,996
予 備 費	5,655,385	0	-5,655,385
経 常 費 用 計	21,389,885	15,924,650	-5,465,235
収 支 差 額	0	6,982,009	6,982,009

令和2年度予算書（経常収益）

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 異
会 費 収 入	3,580,000	3,600,000	-20,000
事 業 収 入	10,445,000	9,590,000	855,000
雑 収 益	424,100	405,500	18,600
当 期 収 入 計	14,449,100	13,595,500	853,600
前 期 繰 越 金	6,982,009	7,794,385	-812,376
収 益 合 計	21,431,109	21,389,885	41,224

令和2年度予算書（経常費用）

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 異
事 業 費	14,263,500	14,431,000	-167,500
管 理 費	1,324,500	1,303,500	21,000
予 備 費	5,843,109	5,655,385	187,724
経 常 費 用 計	21,431,109	21,389,885	41,224

また、ご承認議案のうち、今後2年間の支部役員、本部代議員、3専門部会委員が次の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。（敬称を省略させていただきます。）

東部支部役員

支部長 岡田幸一郎 やまこう建設株式会社
副支部長 馬場 進 日ノ丸自動車株式会社

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

副支部長	入江 到	株式会社鳥取銀行
幹事	原田 昌	株式会社コクヨMVP
幹事	森井 良二	三洋製紙株式会社
幹事	清水 浩司	株式会社清水
幹事	由宇 正実	大和建設株式会社
幹事	佐藤 憲治	中国電力株式会社鳥取支社
幹事	林 英史	鳥取旭工業株式会社
幹事	藏増 篤志	鳥取信用金庫
幹事	深田 幸孝	日本通運株式会社鳥取支店
幹事	藤原 正	株式会社藤原組
幹事	山下 雅史	株式会社吉谷機械製作所
監事	藤原 弘樹	大島機工株式会社
監事	元田 亨	気高電機株式会社
鳥取県労働基準協会代議員		
		大島機工株式会社
		株式会社コクヨMVP
		三洋製紙株式会社
		株式会社清水
		大同端子製造株式会社
		中央建設株式会社
		鳥取信用金庫
		日本通運株式会社鳥取支店
		株式会社藤原組
専門部会委員		
労務管理部会		
委員	涌本 知彦	因伯通運株式会社
委員	吉岡きよ乃	グッドビル株式会社
委員	松村 政宏	三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社
委員	段田 和政	株式会社大真空鳥取事業所
委員	佐藤 憲治	中国電力株式会社鳥取支社
委員	内田 直志	株式会社鳥取銀行
委員	木村江美子	鳥取信用金庫
委員	安東 潔	日ノ丸自動車株式会社
委員	西垣 研司	日ノ丸西濃運輸株式会社
産業安全部会		
委員	藤原 弘樹	大島機工株式会社
委員	元田 亨	気高電機株式会社
委員	松浦 隆	大同端子製造株式会社
委員	坂本 顕	大和建設株式会社
委員	栗林 修二	株式会社鳥取最上インクス
委員	深田 幸孝	日本通運株式会社鳥取支店
委員	福嶋 明子	株式会社松田安鐵工
委員	鶴石 健治	やまこう建設株式会社
労働衛生部会		
委員	野澤 操	F D K株式会社
委員	山本まゆみ	株式会社コクヨMVP
委員	森井 良二	三洋製紙株式会社
委員	須崎 康宏	ダイヘン産業機器株式会社
委員	林 英史	鳥取旭工業株式会社
委員	神谷陽一郎	トミタ電機株式会社
委員	山下 雅史	株式会社吉谷機械製作所
令和2年度も、東部支部の事業計画に沿って業務を推進し、支部会員様へのサービス提供につながる業務を模索してまいりますので、会員の皆様のご支援、ご意見、ご指導などをいただきますよう、お願ひいたします。		

西部支局だより**安全管理者安全担当者研修を開催しました**

西部支局では、令和2年6月11日(木)に「安全管理者安全担当者研修」を開催しました。

社会保険労務士の深田一徳氏より、「最近の労働災害の発生状況及び安全担当者としての仕事(ヒューマンエラーについて)」と題した講演があり、令和2年5月末現在の労働災害発生状況の説明の中で、米子監督署管内では100件の労働災害が発生し、昨年同期に比べて29件、約40%の大幅な増加になっているとの報告がありました。

事故の型としては、墜落、転落、転倒災害が約半数を占め、転倒災害では60歳以上の労働者が半数を占めているとのことでした。

また、はしごや脚立からの転落が業種を問わず発生しており、災害全体の40%を占めていることから、はしごや脚立の適切な取扱いについて、災害事例を示して説明がありました。

後半は、卜部講師から「現場の安全管理」と題して高齢者の労働災害防止の推進と日常の安全管理としてチームワーク作りの重要性について講話がありました。

研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支局では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆安全管理者選任時研修

日時 令和2年7月21日～22日

7月21日(火) 9時～17時

7月22日(水) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全衛生推進者養成講習

日時 令和2年8月5日～8月6日

8月5日(水) 9時～17時

8月6日(木) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆KYT(危険予知訓練)研修

日時 令和2年8月26日(水) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和2年9月10日(木) 13時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和2年9月30日～10月1日

9月30日(水) 9時～17時

10月1日(木) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

中部支部だより

着任あいさつ

監督・安全衛生課長 石田太一

本年4月1日付で、倉吉労働基準監督署の監督・安全衛生課長を拝命しました石田太一と申します。

鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員の皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年は働き方改革関連法の本格的な施行の年であるとともに、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況下における対応など、労使環境はまことに変化を迎えております。

労働基準行政においては、こうした状況はもとより、時代の変化、個々の労使関係の特質など多面的な視点での確な対応を行うことが求められるところであり、私も労働基準行政の一員として尽力する所存でございます。

1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆様のご健康をお祈りするとともに、引き続き労働基準行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

相談窓口から

(問) パートタイマー・アルバイトを雇用する場合にも、「新規雇入れ時の健康診断」が必要ですか

(答) パートタイマー・アルバイトであっても、1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上あり、次のいずれかに該当する

- 雇用期間の定めがない人
- 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年以上使用される予定の人

(特定業務従事者(深夜業等の有害業務従事者)にあっては、6カ月以上の雇用される予定の人)場合には、「新規雇入れ時の健康診断」が必要です。

なお、雇入れの3カ月以内の健康診断結果の提出を受けた場合は、事業場で新規雇入れ時健康診断を実施する必要はありません。

人事異動のお知らせ

中部支部では、次のとおり人事異動がありましたので、お知らせします。

- (2. 6. 30日付) (退任) 事務局長 谷口 茂
(2. 7. 1日付) (新任) 事務局長 高田 尚

特別教育・講習等の日程変更について

新型コロナ感染症の拡大防止のため、年度当初にお知らせしておりました特別教育・講習等の日程を次のとおり変更しましたので、ご了知願います。

- (1) アーク溶接等業務特別教育（3日間）
8月19日(水)、20日(木)、21日(金)
- (2) 5トン未満クレーン運転業務特別教育（2日間）
9月3日(木)、4日(金)
- (3) 衛生管理者等衛生担当者研修
9月8日(火)
- (4) 安全衛生推進者養成講習（2日間）
9月14日(月)、15日(火)
- (5) 自由研削と石取替え等業務特別教育
9月25日(金)
- (6) フルハーネス使用作業特別教育
 - ①10月9日(金)
 - ②10月12日(月)
 - ③11月2日(月)
- (7) 安全管理者選任時研修（2日間）
10月15日(木)、16日(金)
- (8) 職長(安全衛生責任者)教育（2日間）
10月22日(木)、23日(金)
- (9) 卷上げ機運転業務特別教育（2日間）
11月12日(木)、13日(金)
- (10) 特定粉じん作業特別教育
11月18日(水)
- (11) 足場組立て等業務特別教育
12月4日(金)
- (12) 電気(低電圧)取扱い業務特別教育
12月16日(水)
- (13) 労務管理研修会
令和3年2月18日(木)
- (14) KYT(危険予知訓練)研修
令和3年2月26日(金)

プレス災害防止協議会の運営について

令和2年度の中部地区プレス災害防止協議会の定期総会を5月に予定しておりましたが、新型コロナ感染症拡大防止のため中止しました。

つきましては、令和2年度は次のとおり活動することとしました。

- ①安全衛生関係資料の配付(随時)
(安全週間・労働衛生週間・ゼロ災55無災害運動等)
- ②プレス機械特定自主検査の実施勧奨(8月～9月)
- ③管外事業場視察研修(11月)
- ④各種講習・教育等への参加勧奨(随時)